

厚生常任委員会資料

令和 6 年 1 2 月 4 日

福祉保健部

目次

1. 予算議案	3 - 30	ページ
議案第1号	令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）	
議案第23号	令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）	
2. 特別議案	31、32	ページ
議案第8号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	
議案第9号	宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	
3. 報告事項	33	ページ
	損害賠償額を定めたことについて	
4. その他報告事項		
(1)	一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）の素案	34 - 50 ページ
(2)	宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画の素案	51 - 56 ページ
(3)	宮崎県こども計画（仮称）の素案	57、58 ページ
(4)	宮崎県社会的養育推進計画の素案	59 - 63 ページ
(5)	宮崎県障がい者工賃向上計画（令和6～8年度）の概要	64 - 67 ページ

1 予算議案

令和6年度11月補正予算案について（総括）

議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）

議案第23号 令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）

○歳出予算集計表（課別）

（単位：千円）

会 計 名	課 名	補 正 前 の 額	補 正 額		補 正 後 の 額
			議 案 第 1 号	議 案 第 2 3 号	
一 般 会 計	福 祉 保 健 課	14,640,010	0	87,637	14,727,647
	指 導 監 査 ・ 援 護 課	166,429	0	5,377	171,806
	医 療 政 策 課	4,527,239	0	8,919	4,536,158
	国 民 健 康 保 険 課	30,846,129	0	4,999	30,851,128
	長 寿 介 護 課	23,983,186	18,044	8,109	24,009,339
	障 が い 福 祉 課	18,484,667	0	41,747	18,526,414
	衛 生 管 理 課	1,823,842	0	29,999	1,853,841
	健 康 増 進 課	3,692,135	0	8,184	3,700,319
	薬 務 感 染 症 対 策 課	533,456	0	4,330	537,786
	こ ど も 政 策 課	18,581,327	8,306	5,593	18,595,226
	こ ど も 家 庭 課	6,963,289	0	60,533	7,023,822
	小 計	124,241,709	26,350	265,427	124,533,486
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 課 (国民健康保険特別会計)	111,259,421	0	0	111,259,421
	こ ど も 家 庭 課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	286,649	0	0	286,649
	小 計	111,546,070	0	0	111,546,070
福祉保健部合計		235,787,779	26,350	265,427	236,079,556

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料（目別総括表） 福祉保健課

（単位：千円）

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
福祉保健課 計	14,640,010	87,637	0	0	87,637	14,727,647	13,109,053	12,914,194
一般会計	14,640,010	87,637	0	0	87,637	14,727,647	13,109,053	12,914,194
（款）民生費	6,140,708	24,180	0	0	24,180	6,164,888	5,591,409	5,521,599
（項）社会福祉費	2,287,681	11,747	0	0	11,747	2,299,428	1,787,962	1,869,824
（目）社会福祉総務費	1,183,322	9,121	0	0	9,121	1,192,443	1,087,090	1,242,945
（目）社会福祉施設費	1,022,083	2,264	0	0	2,264	1,024,347	632,229	558,055
（目）精神保健福祉費	82,276	362	0	0	362	82,638	68,643	68,824
（項）生活保護費	3,823,928	12,433	0	0	12,433	3,836,361	3,803,447	3,649,900
（目）生活保護総務費	333,030	12,433	0	0	12,433	345,463	312,549	329,990
（目）扶助費	3,490,898	0	0	0	0	3,490,898	3,490,898	3,319,910
（項）災害救助費	29,099	0	0	0	0	29,099	0	1,875
（目）救助費	29,099	0	0	0	0	29,099	0	1,875
（款）衛生費	8,499,302	63,457	0	0	63,457	8,562,759	7,517,644	7,392,595
（項）公衆衛生費	325,316	8,854	0	0	8,854	334,170	327,884	300,365
（目）公衆衛生総務費	259,003	8,516	0	0	8,516	267,519	256,493	241,394
（目）衛生研究所費	66,313	338	0	0	338	66,651	71,391	58,971
（項）保健所費	1,724,496	52,002	0	0	52,002	1,776,498	1,769,653	1,676,309
（目）保健所費	1,724,496	52,002	0	0	52,002	1,776,498	1,769,653	1,676,309
（項）医薬費	6,449,490	2,601	0	0	2,601	6,452,091	5,420,107	5,415,921
（目）医薬総務費	74,844	2,601	0	0	2,601	77,445	83,728	73,463
（目）医務費	64,457	0	0	0	0	64,457	17,006	23,085
（目）病院費	6,310,189	0	0	0	0	6,310,189	5,319,373	5,319,373

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 福祉保健課

（単位：千円）

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
社会福祉総務費	9,121	職員費	295,025	7,130	職員の人件費【給与改定に伴う補正】	302,155
		生活困窮者支援事業費	33,881	1,991	生活困窮者の自立相談支援に要する経費【給与改定に伴う補正】	35,872
社会福祉施設費	2,264	県立施設維持管理費	877,934	2,264	県立施設の維持管理に要する経費【給与改定に伴う補正】	880,198
精神保健福祉費	362	自殺対策費	82,276	362	自殺対策に要する経費【給与改定に伴う補正】	82,638
生活保護総務費	12,433	職員費	263,226	10,189	職員の人件費【給与改定に伴う補正】	273,415
		生活保護諸費	9,317	632	関係機関との連絡、職員の研修及び生活保護の適正実施に要する経費【給与改定に伴う補正】	9,949
		福祉事務所活動費	49,358	1,612	福祉事務所の活動に要する経費【給与改定に伴う補正】	50,970
公衆衛生総務費	8,516	職員費	251,899	8,516	職員の人件費【給与改定に伴う補正】	260,415
衛生研究所費	338	衛生環境研究所費	66,313	338	衛生環境研究所の運営、検査研究等に要する経費【給与改定に伴う補正】	66,651
保健所費	52,002	職員費	1,509,677	49,581	職員の人件費【給与改定に伴う補正】	1,559,258
		保健所運営費	208,003	2,421	保健所の運営・管理に要する経費【給与改定に伴う補正】	210,424
医薬総務費	2,601	職員費	74,844	2,601	職員の人件費【給与改定に伴う補正】	77,445

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料（目別総括表） 指導監査・援護課

（単位：千円）

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
指導監査・援護課 計	166,429	5,377	0	0	5,377	171,806	174,067	158,758
一般会計	166,429	5,377	0	0	5,377	171,806	174,067	158,758
（款）民生費	166,429	5,377	0	0	5,377	171,806	174,067	158,758
（項）社会福祉費	166,429	5,377	0	0	5,377	171,806	174,067	158,758
（目）社会福祉総務費	140,489	4,658	0	0	4,658	145,147	150,424	139,607
（目）遺家族等援護費	25,940	719	0	0	719	26,659	23,643	19,151

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 指導監査・援護課

（単位：千円）

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
社会福祉総務費	4,658	職員費	119,500	4,296	職員の人件費【給与改定に伴う補正】	123,796
		社会福祉事業指導費	12,255	362	社会福祉法人・施設等の育成強化に要する経費【給与改定に伴う補正】	12,617
遺家族等援護費	719	旧軍関係等調査事務費	2,321	182	旧軍人関係の調査に要する経費【給与改定に伴う補正】	2,503
		戦傷病者・引揚者及び遺族等援護費	13,801	537	戦傷病者及び中国帰国者等の援護事業に要する経費【給与改定に伴う補正】	14,338

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料（目別総括表） 医療政策課

（単位：千円）

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
医療政策課 計	4,527,239	8,919	0	0	8,919	4,536,158	4,430,936	4,483,634
一般会計	4,527,239	8,919	0	0	8,919	4,536,158	4,430,936	4,483,634
（款）衛生費	3,344,748	8,919	0	0	8,919	3,353,667	3,249,496	3,383,114
（項）医薬費	3,344,748	8,919	0	0	8,919	3,353,667	3,249,496	3,383,114
（目）医薬総務費	229,831	8,160	0	0	8,160	237,991	252,643	240,336
（目）医務費	3,114,917	759	0	0	759	3,115,676	2,996,853	3,142,778
（款）教育費	1,182,491	0	0	0	0	1,182,491	1,181,440	1,100,520
（項）大学費	1,182,491	0	0	0	0	1,182,491	1,181,440	1,100,520
（目）大学費	1,182,491	0	0	0	0	1,182,491	1,181,440	1,100,520

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 医療政策課

（単位：千円）

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
医薬総務費	8,160	職員費	229,831	8,160	職員の人件費【給与改定に伴う補正】	237,991
医務費	759	医療機関指導及び運営費	10,906	759	医療監視等に要する経費【給与改定に伴う補正】	11,665

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料（目別総括表） 国民健康保険課

（単位：千円）

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
国民健康保険課 計	142,105,550	4,999	0	0	4,999	142,110,549	143,314,958	148,183,329
一般会計	30,846,129	4,999	0	0	4,999	30,851,128	29,815,221	29,002,339
（款）民生費	30,846,129	4,999	0	0	4,999	30,851,128	29,815,221	29,002,339
（項）社会福祉費	30,846,129	4,999	0	0	4,999	30,851,128	29,815,221	29,002,339
（目）社会福祉総務費	96,764	4,147	0	0	4,147	100,911	94,855	95,189
（目）老人福祉費	19,178,803	0	0	0	0	19,178,803	17,818,533	17,415,105
（目）国民健康保険指導費	11,570,562	852	0	0	852	11,571,414	11,901,833	11,492,045
特別会計	111,259,421	0	0	0	0	111,259,421	113,499,737	119,180,990
国民健康保険特別会計	111,259,421	0	0	0	0	111,259,421	113,499,737	119,180,990
（款）民生費	111,259,421	0	0	0	0	111,259,421	113,499,737	119,180,990
（項）社会福祉費	111,259,421	0	0	0	0	111,259,421	113,499,737	119,180,990
（目）国民健康保険運営費	111,259,421	0	0	0	0	111,259,421	113,499,737	119,180,990

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 国民健康保険課

（単位：千円）

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
社会福祉総務費	4,147	職員費	96,764	4,147	職員の人件費【給与改定に伴う補正】	100,911
国民健康保険指導費	852	国民健康保険指導費	19,754	852	国民健康保険事業に関する指導等に要する経費【給与改定に伴う補正】	20,606

1 予算議案

令和6年度11月補正歳出予算説明資料（目別総括表） 長寿介護課

（単位：千円）

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
長寿介護課 計	23,983,186	18,044	12,029	0	6,015	24,001,230	25,357,095	23,300,102
一般会計	23,983,186	18,044	12,029	0	6,015	24,001,230	25,357,095	23,300,102
（款）民生費	19,224,937	18,044	12,029	0	6,015	19,242,981	19,216,740	18,579,358
（項）社会福祉費	19,224,937	18,044	12,029	0	6,015	19,242,981	19,216,740	18,579,358
（目）社会福祉総務費	165,613	0	0	0	0	165,613	166,263	163,852
（目）老人福祉費	19,059,324	18,044	12,029	0	6,015	19,077,368	19,050,477	18,415,506
（款）衛生費	4,758,249	0	0	0	0	4,758,249	6,140,355	4,720,744
（項）医薬費	4,758,249	0	0	0	0	4,758,249	6,140,355	4,720,744
（目）医務費	4,758,249	0	0	0	0	4,758,249	6,140,355	4,720,744

1 予算議案

令和6年度11月補正歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 長寿介護課

(単位：千円)

目		事項				
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
老人福祉費	18,044	老人福祉施設整備等事業費	388,787	18,044	老人福祉施設への建設費・運営費補助等に要する経費【台風第10号における災害復旧に伴う補正】 1 老人福祉施設整備等事業 18,044 （1）老人福祉施設等災害復旧事業 (18,044) （国2／4 県1／4 事業主体1／4）	406,831

1 予算議案

社会福祉施設等災害復旧事業

11月補正

長寿介護課・こども政策課 26,350千円

【財源：国庫、一般財源】

事業の目的

台風第10号により被災した社会福祉施設等の復旧に要する費用の一部を助成することにより、早期復旧、運営の安定化を図る。

事業の概要

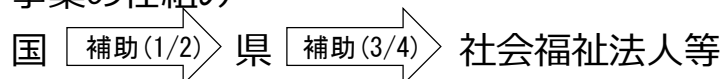
(1) 事業内容

被災した社会福祉施設等の復旧に要する費用の一部を助成（宮崎市を除く）

（単位：千円）

番号	事業区分	施設施設	施設数	事業費	補助率	補助費
①	老人福祉施設等災害復旧事業 （長寿介護課）	老人福祉施設等	5施設	24,060	3／4	18,044
②	児童福祉施設等災害復旧事業 （こども政策課）	保育所等	5施設	11,078	3／4	8,306
（福祉保健部）合計			10施設	35,138		26,350

(2) 事業の仕組み



(3) 成果指標

被災施設等の復旧率 100%

事業の期間

令和6年度

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料（目別総括表） 長寿介護課

（単位：千円）

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
長寿介護課 計	24,001,230	8,109	0	0	8,109	24,009,339	25,357,095	23,300,102
一般会計	24,001,230	8,109	0	0	8,109	24,009,339	25,357,095	23,300,102
（款）民生費	19,242,981	8,109	0	0	8,109	19,251,090	19,216,740	18,579,358
（項）社会福祉費	19,242,981	8,109	0	0	8,109	19,251,090	19,216,740	18,579,358
（目）社会福祉総務費	165,613	7,007	0	0	7,007	172,620	166,263	163,852
（目）老人福祉費	19,077,368	1,102	0	0	1,102	19,078,470	19,050,477	18,415,506
（款）衛生費	4,758,249	0	0	0	0	4,758,249	6,140,355	4,720,744
（項）医薬費	4,758,249	0	0	0	0	4,758,249	6,140,355	4,720,744
（目）医務費	4,758,249	0	0	0	0	4,758,249	6,140,355	4,720,744

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 長寿介護課

（単位：千円）

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
社会福祉総務費	7,007	職員費	165,613	7,007	職員の人件費【給与改定に伴う補正】	172,620
老人福祉費	1,102	在宅老人介護等対策費	56,825	362	在宅での介護高齢者等の生活を健全で安らかなものとするために要する経費【給与改定に伴う補正】	57,187
		介護保険対策費	18,491,103	740	介護保険の実施に要する経費【給与改定に伴う補正】	18,491,843

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料（目別総括表） 障がい福祉課

（単位：千円）

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
障がい福祉課 計	18,484,667	41,747	0	0	41,747	18,526,414	17,656,047	18,033,223
一般会計	18,484,667	41,747	0	0	41,747	18,526,414	17,656,047	18,033,223
（款）民生費	18,484,667	41,747	0	0	41,747	18,526,414	17,656,047	18,033,223
（項）社会福祉費	13,656,900	32,157	0	0	32,157	13,689,057	13,198,956	13,483,730
（目）社会福祉総務費	986,657	25,504	0	0	25,504	1,012,161	931,359	957,614
（目）障害者福祉費	244,520	757	0	0	757	245,277	241,034	233,280
（目）社会福祉施設費	90,876	1,777	0	0	1,777	92,653	84,634	82,347
（目）精神保健福祉費	193,150	3,598	0	0	3,598	196,748	175,958	178,193
（目）障害者自立支援費	12,141,697	521	0	0	521	12,142,218	11,765,971	12,032,296
（項）児童福祉費	4,827,767	9,590	0	0	9,590	4,837,357	4,457,091	4,549,493
（目）児童措置費	4,402,947	844	0	0	844	4,403,791	4,161,014	4,288,228
（目）児童福祉施設費	424,820	8,746	0	0	8,746	433,566	296,077	261,265

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 障がい福祉課

（単位：千円）

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
社会福祉総務費	25,504	職員費	986,657	25,504	職員の人件費【給与改定に伴う補正】	1,012,161
障害者福祉費	757	障がい者社会参加推進費	58,318	378	障がい者の社会参加及び福祉のまちづくりの推進等に要する経費【給与改定に伴う補正】	58,696
		福祉こどもセンター費	6,226	379	福祉こどもセンター等の運営に要する経費【給与改定に伴う補正】	6,605
社会福祉施設費	1,777	身体障害者相談センター費	35,100	1,777	身体障害者相談センターの運営に要する経費【給与改定に伴う補正】	36,877
精神保健福祉費	3,598	精神保健費	174,728	2,567	精神障がい者に対する医療扶助及び保護、発生予防対策等に要する経費【給与改定に伴う補正】	177,295
		精神保健福祉センター費	18,422	1,031	精神保健福祉センターの運営に要する経費【給与改定に伴う補正】	19,453
障害者自立支援費	521	障がい者就労支援費	102,385	521	障がい者の就労支援に要する経費【給与改定に伴う補正】	102,906
児童措置費	844	障がい児支援費	2,953,975	844	障がい児の福祉に要する経費【給与改定に伴う補正】	2,954,819
児童福祉施設費	8,746	こども療育センター費	424,820	8,746	こども療育センターの運営に要する経費【給与改定に伴う補正】	433,566

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料（目別総括表） 衛生管理課

（単位：千円）

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
衛生管理課 計	1,823,842	29,999	0	0	29,999	1,853,841	1,787,878	1,836,096
一般会計	1,823,842	29,999	0	0	29,999	1,853,841	1,787,878	1,836,096
（款）衛生費	1,823,842	29,999	0	0	29,999	1,853,841	1,787,878	1,836,096
（項）公衆衛生費	166,419	874	0	0	874	167,293	157,214	156,632
（目）予防費	166,419	874	0	0	874	167,293	157,214	156,632
（項）環境衛生費	1,657,423	29,125	0	0	29,125	1,686,548	1,630,664	1,679,464
（目）環境衛生総務費	723,189	14,901	0	0	14,901	738,090	666,883	661,171
（目）食品衛生指導費	611,235	14,224	0	0	14,224	625,459	524,787	475,524
（目）環境衛生指導費	322,999	0	0	0	0	322,999	438,994	542,769

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 衛生管理課

（単位：千円）

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
予防費	874	動物管理費	166,419	874	狂犬病予防並びに野犬等による危害発生防止と動物愛護に要する経費【給与改定に伴う補正】	167,293
環境衛生総務費	14,901	職員費	723,189	14,901	職員の人件費【給与改定に伴う補正】	738,090
食品衛生指導費	14,224	食肉衛生検査所費	529,339	13,802	食肉の安全確保を図るための食肉衛生検査事業に要する経費【給与改定に伴う補正】	543,141
		食品衛生監視費	80,566	422	食品等に起因する衛生上の危害発生の未然防止に要する経費【給与改定に伴う補正】	80,988

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料（目別総括表） 健康増進課

（単位：千円）

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
健康増進課 計	3,692,135	8,184	0	0	8,184	3,700,319	4,181,439	3,312,956
一般会計	3,692,135	8,184	0	0	8,184	3,700,319	4,181,439	3,312,956
（款）衛生費	3,692,135	8,184	0	0	8,184	3,700,319	4,181,439	3,312,956
（項）公衆衛生費	3,692,135	8,184	0	0	8,184	3,700,319	4,181,439	3,312,956
（目）公衆衛生総務費	1,137,402	5,765	0	0	5,765	1,143,167	1,655,809	920,121
（目）予防費	2,554,733	2,419	0	0	2,419	2,557,152	2,525,630	2,392,835

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 健康増進課

（単位：千円）

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
公衆衛生総務費	5,765	職員費	152,944	4,395	職員の人件費【給与改定に伴う補正】	157,339
		母子保健対策費	680,349	1,370	母子保健の推進、障がいや疾病の早期発見・予防等に要する経費【給与改定に伴う補正】	681,719
予防費	2,419	健康増進対策費	142,749	362	健康づくり推進センターの管理運営及び健康増進事業に要する経費【給与改定に伴う補正】	143,111
		難病等対策費	1,810,398	1,658	特定の疾患に対する医療扶助及び難病等対策の推進に要する経費【給与改定に伴う補正】	1,812,056
		原爆被爆者医療事業費	183,317	37	原爆被爆者への健康診断実施及び各種手当支給等に要する経費【給与改定に伴う補正】	183,354
		健康長寿社会づくり推進費	46,882	362	県民がいつまでも健康で、いきがいをもって暮らすことができる「健康長寿社会づくり」の推進に要する経費【給与改定に伴う補正】	47,244

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料（目別総括表） 薬務感染症対策課

（単位：千円）

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
薬務感染症対策課 計	533,456	4,330	0	0	4,330	537,786	29,340,840	11,636,961
一般会計	533,456	4,330	0	0	4,330	537,786	29,340,840	11,636,961
（款）衛生費	533,456	4,330	0	0	4,330	537,786	29,340,840	11,636,961
（項）公衆衛生費	504,549	4,330	0	0	4,330	508,879	29,299,580	11,569,179
（目）公衆衛生総務費	170,842	3,410	0	0	3,410	174,252	195,854	167,529
（目）予防費	333,707	920	0	0	920	334,627	29,103,726	11,401,650
（項）医薬費	28,907	0	0	0	0	28,907	41,260	67,782
（目）医務費	5,638	0	0	0	0	5,638	8,500	8,064
（目）薬務費	23,269	0	0	0	0	23,269	32,760	59,718

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 薬務感染症対策課

（単位：千円）

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
公衆衛生総務費	3,410	職員費	170,842	3,410	職員の人件費【給与改定に伴う補正】	174,252
予防費	920	感染症等予防対策費	267,201	920	感染症発生の未然防止及びまん延防止を図るための対策の推進に要する経費【給与改定に伴う補正】	268,121

1 予算議案

令和6年度11月補正歳出予算説明資料（目別総括表） こども政策課

（単位：千円）

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
こども政策課 計	18,581,327	8,306	5,538	0	2,768	18,589,633	18,245,806	17,992,265
一般会計	18,581,327	8,306	5,538	0	2,768	18,589,633	18,245,806	17,992,265
（款）民生費	18,434,470	8,306	5,538	0	2,768	18,442,776	18,118,849	17,870,709
（項）児童福祉費	18,434,470	8,306	5,538	0	2,768	18,442,776	18,118,849	17,870,709
（目）児童福祉総務費	1,666,306	0	0	0	0	1,666,306	1,709,119	1,173,781
（目）児童措置費	14,252,011	0	0	0	0	14,252,011	13,819,452	14,187,202
（目）母子福祉費	2,462,715	0	0	0	0	2,462,715	2,590,222	2,509,670
（目）児童福祉施設費	53,438	8,306	5,538	0	2,768	61,744	56	56
（款）教育費	146,857	0	0	0	0	146,857	126,957	121,556
（項）教育総務費	146,857	0	0	0	0	146,857	126,957	121,556
（目）事務局費	129,420	0	0	0	0	129,420	113,123	112,514
（目）教育指導費	17,437	0	0	0	0	17,437	13,834	9,042

1 予算議案

令和6年度11月補正歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 こども政策課

(単位：千円)

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
児童福祉施設費	8,306	児童福祉施設整備補助事業費	53,420	8,306	児童福祉施設整備に要する経費【台風第10号における災害復旧に伴う補正】 1 児童福祉施設等災害復旧事業 (国2／4 県1／4 事業主体1／4)	61,726
					8,306	

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料（目別総括表） こども政策課

（単位：千円）

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
こども政策課 計	18,589,633	5,593	0	0	5,593	18,595,226	18,245,806	17,992,265
一般会計	18,589,633	5,593	0	0	5,593	18,595,226	18,245,806	17,992,265
（款）民生費	18,442,776	4,904	0	0	4,904	18,447,680	18,118,849	17,870,709
（項）児童福祉費	18,442,776	4,904	0	0	4,904	18,447,680	18,118,849	17,870,709
（目）児童福祉総務費	1,666,306	4,526	0	0	4,526	1,670,832	1,709,119	1,173,781
（目）児童措置費	14,252,011	378	0	0	378	14,252,389	13,819,452	14,187,202
（目）母子福祉費	2,462,715	0	0	0	0	2,462,715	2,590,222	2,509,670
（目）児童福祉施設費	61,744	0	0	0	0	61,744	56	56
（款）教育費	146,857	689	0	0	689	147,546	126,957	121,556
（項）教育総務費	146,857	689	0	0	689	147,546	126,957	121,556
（目）事務局費	129,420	0	0	0	0	129,420	113,123	112,514
（目）教育指導費	17,437	689	0	0	689	18,126	13,834	9,042

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 こども政策課

（単位：千円）

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
児童福祉総務費	4,526	職員費	106,839	4,148	職員の人件費【給与改定に伴う補正】	110,987
		少子化対策環境づくり推進事業費	439,288	378	子どもが健やかに生まれ育つための環境整備に要する経費【給与改定に伴う補正】	439,666
児童措置費	378	児童措置費等対策費	7,759	378	児童福祉施設の運営等に要する経費【給与改定に伴う補正】	8,137
教育指導費	689	就学前教育推進費	17,437	689	就学前の幼児教育に要する経費【給与改定に伴う補正】	18,126

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料（目別総括表） こども家庭課

（単位：千円）

区分	令和6年度						令和5年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
こども家庭課 計	7,249,938	60,533	0	0	60,533	7,310,471	6,892,852	6,979,326
一般会計	6,963,289	60,533	0	0	60,533	7,023,822	6,590,785	6,674,323
（款）民生費	6,963,289	60,533	0	0	60,533	7,023,822	6,590,785	6,674,323
（項）社会福祉費	69,646	2,043	0	0	2,043	71,689	59,383	54,855
（目）社会福祉総務費	24,667	0	0	0	0	24,667	19,200	18,320
（目）社会福祉施設費	44,979	2,043	0	0	2,043	47,022	40,183	36,535
（項）児童福祉費	6,893,643	58,490	0	0	58,490	6,952,133	6,531,402	6,619,468
（目）児童福祉総務費	1,675,373	37,056	0	0	37,056	1,712,429	1,306,112	1,311,918
（目）児童措置費	3,458,562	966	0	0	966	3,459,528	3,290,351	3,459,331
（目）母子福祉費	1,544,634	3,459	0	0	3,459	1,548,093	1,557,523	1,471,022
（目）児童福祉施設費	215,074	17,009	0	0	17,009	232,083	377,416	377,197
特別会計	286,649	0	0	0	0	286,649	302,067	305,003
母子父子寡婦福祉資金特別会計	286,649	0	0	0	0	286,649	302,067	305,003
（款）民生費	233,535	0	0	0	0	233,535	259,215	262,151
（項）母子父子寡婦福祉費	233,535	0	0	0	0	233,535	259,215	262,151
（目）母子父子寡婦福祉費	233,535	0	0	0	0	233,535	259,215	262,151
（款）公債費	53,114	0	0	0	0	53,114	42,852	42,852
（項）公債費	53,114	0	0	0	0	53,114	42,852	42,852
（目）元金	53,114	0	0	0	0	53,114	42,852	42,852

1 予算議案

令和6年度11月補正（追加）歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 こども家庭課

（単位：千円）

目	事項					
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
社会福祉施設費	2,043	女性保護事業費	44,979	2,043	女性保護の推進及び配偶者暴力被害者の保護、相談支援などに要する経費【給与改定に伴う補正】	47,022
児童福祉総務費	37,056	職員費	871,036	32,120	職員の人件費【給与改定に伴う補正】	903,156
		児童虐待対策事業費	97,568	4,936	児童虐待の対策に要する経費【給与改定に伴う補正】	102,504
児童措置費	966	児童措置費等対策費	3,326,917	966	児童福祉施設等の運営及び施設入所児童の処遇改善に要する経費【給与改定に伴う補正】	3,327,883
母子福祉費	3,459	母子等福祉対策費	92,700	2,773	母子家庭等の自立促進に要する経費【給与改定に伴う補正】	95,473
		児童扶養手当支給事業費	1,209,114	686	児童扶養手当支給に要する経費【給与改定に伴う補正】	1,209,800
児童福祉施設費	17,009	児童相談所費	148,836	12,928	児童相談所運営に要する経費【給与改定に伴う補正】	161,764
		みやざき学園運営費	58,217	4,081	みやざき学園運営に要する経費【給与改定に伴う補正】	62,298

2 特別議案

【議案第8号】

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

障がい福祉課

1 改正の理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）の改正により、宮崎市に移譲している精神障がい者の入院措置に関する事務の規定に変更が生じたので、事務の迅速化を図ることを目的として、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

精神障がい者の入院措置に関して宮崎市が処理する事務に、以下の事務を追加する。

- (1) 精神医療審査会に対する入院措置に関する事項の通知及びその入院の必要性に関する審査の請求
- (2) 入院の必要性に関する精神医療審査会の審査結果の受理
- (3) 入院の必要性に関する精神医療審査会の審査結果に基づく入院措置の解除

3 施行期日

令和7年4月1日

【参考】精神保健福祉法改正の要旨

精神障がい者の入院措置を採った際は、その内容を精神医療審査会に通知し、入院の必要性に関する審査を求め、審査において入院が必要でないと認められた場合、その審査結果に基づき、入院措置を解除することとされた。

2 特別議案

【議案第9号】

宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

福祉保健課

1 改正の理由

国が定める救護施設等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、関係規定の改正を行うもの

2 改正の内容

- (1) 救護施設の行う生活指導等
各入所者ごとの個別支援計画（※）の作成義務化
- (2) 更生施設の行う生活指導等
更生計画に代えて、各入所者ごとの個別支援計画の作成義務化

3 施行期日

公布の日

※ 個別支援計画

入所者一人ひとりが自立した日常生活及び社会生活を営むための適切な支援内容を検討し、支援目標や具体的な支援方法を定めるもの。

3 報告事項

損害賠償額を定めたことについて

こども家庭課

事案発生日及び事案発生場所	事案内容	相手方	損害賠償額	専決年月日
令和5年9月12日 都城市高崎町前田2455番地3先路上	県有車両による 交通事故	宮崎市 個人	円 191,239	令和6年 10月21日
令和5年9月12日 都城市高崎町前田2455番地3先路上	県有車両による 交通事故	東京都品川区西品川一丁目1番1号 大崎ガーデンタワー 株式会社LIXIL 代表執行役 瀬戸 欣哉	556,929	令和6年 10月21日

4 その他報告事項

(1) 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）の素案

こども家庭課

1 制定の理由

令和4年改正児童福祉法において、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めることが規定されたことに伴い制定するもの。

2 主な内容（案）

(1) 一時保護施設の第三者評価

自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること。

(2) 設備基準

児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場又は屋外運動場、相談室、食堂、調理室、浴室及び便所を設けること。

(3) 職員配置基準

児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置くこと。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 制定のスケジュール

令和6年11月 社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの意見聴取

12月 常任委員会報告（素案）

令和7年2月 議案提出

4 その他報告事項

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。以下同じ）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第4条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

4 その他報告事項

(一時保護施設の一般原則)

- 第5条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- 4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

- 第6条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行うよう努めなければならない。

4 その他報告事項

（安全計画の策定等）

- 第7条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

- 第8条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

（入所している児童を平等に取り扱う原則）

- 第9条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

4 その他報告事項

(児童の権利擁護)

- 第10条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。
- 2 一時保護施設においては、入所している児童に対し、その意見又は意向（意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

- 第11条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。
- 2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

- 第12条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

4 その他報告事項

(児童の所持品等)

- 第13条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。
- 2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

- 第14条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 一時保護施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

4 その他報告事項

(設備の基準)

第16条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第20条第1項及び第2項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう努めること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 児童の居室の一室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。

4 その他報告事項

- (5) 少年の居室の一室の定員は、1人とするよう努めること。
- (6) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童で同一の居室を利用できるように、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (7) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (9) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (10) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所している児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (11) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第17条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

4 その他報告事項

(一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等)

第18条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第19条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第22条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員及び調理員並びに栄養士又は管理栄養士を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

4 その他報告事項

(夜間の職員配置)

第20条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、1のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(一時保護施設の管理者等)

第21条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 その他報告事項

(児童指導員の資格)

第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
 - (4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
 - (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
 - (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの
- 2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表第1に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

4 その他報告事項

（心理療法担当職員の資格）

第23条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第24条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第25条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

4 その他報告事項

(衛生管理等)

- 第26条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
 - 3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。
 - 4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。この場合において、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。
 - 5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

- 第27条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第25条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。
- 2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。
 - 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
 - 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
 - 5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

4 その他報告事項

(入所している児童及び職員の健康状態の把握等)

- 第28条 児童相談所長は、入所している児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。
- 3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

- 第29条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。
- 2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

4 その他報告事項

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

- 第30条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。
- 2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。
- 3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。
- 5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

- 第31条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

（一時保護施設内部の規程）

- 第32条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。
- （1）入所している児童の支援に関する事項
 - （2）その他施設の管理についての重要事項

4 その他報告事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第33条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第34条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(電磁的記録)

第35条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

4 その他報告事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第16条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第41条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

- 3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める規定により難しいときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準第42条及び第46条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

- 4 令和8年3月31日までの間は、第21条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

4 その他報告事項

(2) 宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画の素案

薬務感染症対策課

1 計画改定に係るこれまでの対応と今後のスケジュール

6月 常任委員会報告（改定概要）

8月 感染症対策連携協議会・感染症対策審議会における意見聴取

9月 常任委員会報告（骨子案）

10月 感染症対策連携協議会・感染症対策審議会における意見聴取

12月 常任委員会報告（素案）

パブリックコメントの実施

2月 感染症対策審議会における意見聴取

3月 常任委員会報告（計画案）

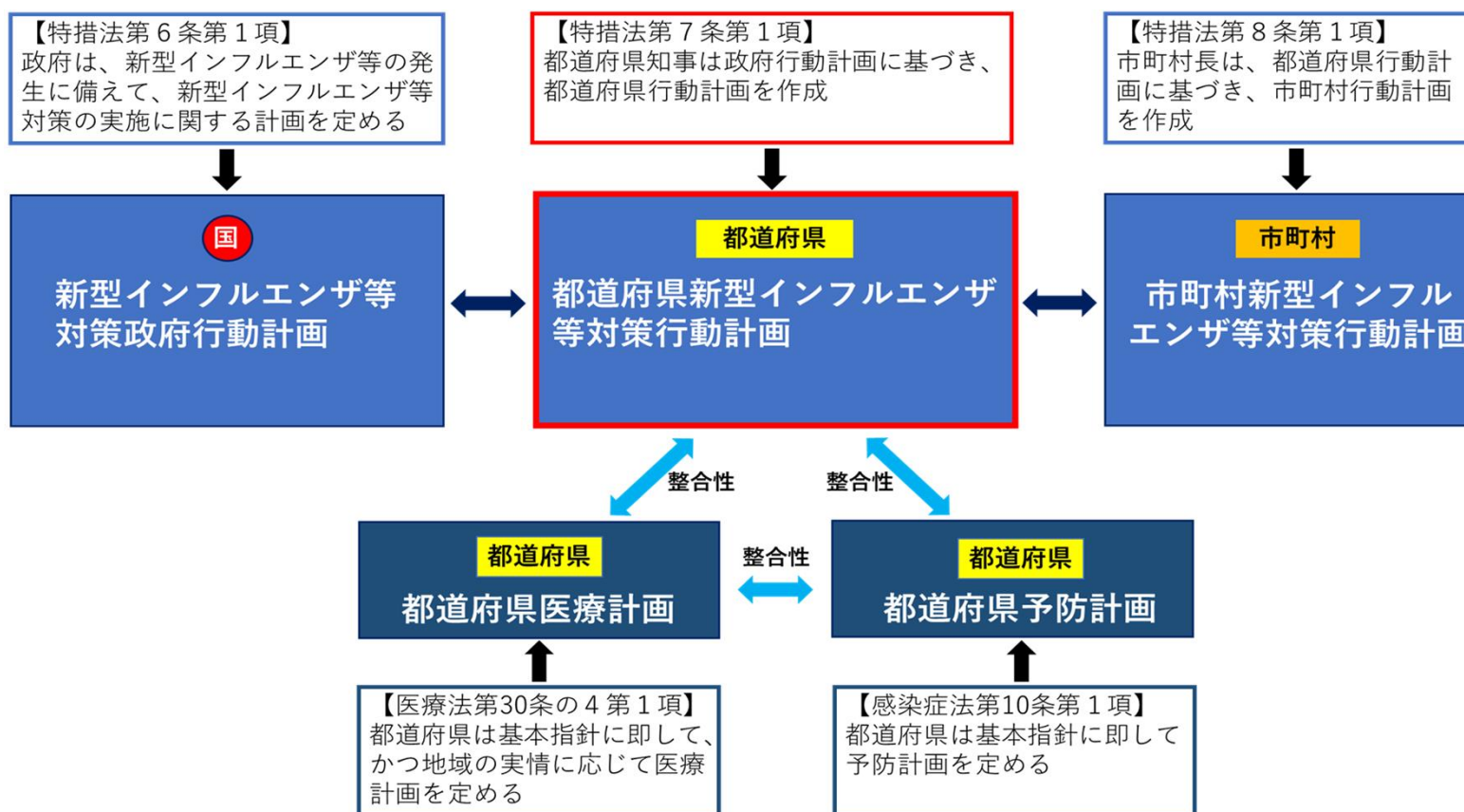
※この他、適宜、市町村等の関係機関への説明・照会を実施

4 その他報告事項

2 計画の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、対策の基本的方針及び平時の準備や感染症発生時の措置の内容を示すとともに、市町村行動計画等の基準となるべき事項を定めることにより、宮崎県感染症予防計画等と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図る。

（参考）各計画の関係性イメージ



4 その他報告事項

3 目指す目標

感染症危機に対応できる平時からの体制作り、県民生活及び社会経済活動への影響の軽減、基本的人権の尊重の3つの視点から対策の充実・強化を図り、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやか（柔軟）に対応できる社会を目指す。

【計画期間】

令和7年度から

（概ね6年ごとに改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講じる）

4 策定に当たっての基本的な考え方

政府行動計画に基づき、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等（※）の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。

また、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、政府行動計画に準じ、予防や準備等の事前準備の部分「準備期」と、発生後の対応のための部分「初動期及び対応期」に大きく分けた構成とする。

※ 本計画の対象となる新型インフルエンザ等は、「①新型インフルエンザ等感染症」、「②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）」、「③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）」

4 その他報告事項

5 各対策項目の主な取組（選択肢）

	準備期 (予防や準備等事前準備の期間)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)	対応期 (基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまでの期間)
1)実施体制	①全庁での対応体制の構築 ②研修、訓練による感染症対応人材の育成 ③感染症対策連携協議会等を活用した関係機関との連携強化	④県対策本部、総合対策部、地域対策本部等の設置 ⑤対応方針の検討・決定(適宜変更) ⑥必要な予算の確保	⑦対応方針・リスク評価に基づき地域の実情に応じた適切な対策の実施、状況に応じた柔軟な実施体制の見直し ⑧市町村との情報共有のための体制構築 ⑨関係機関に対し必要な総合調整の実施
2)情報収集・分析	⑩情報収集・分析の体制整備 ⑪感染症と病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の実施	⑫新型インフルエンザ等の情報収集・分析 ⑬関係機関への必要な情報の共有	⑭国のリスク評価及び地域の実情を踏まえた包括的なリスク評価の実施 ⑮必要に応じ積極的疫学調査等の見直し
3)サーベイランス	⑯感染症サーベイランス体制の構築 ⑰感染症の発生動向の把握 ⑱動物由来による新型インフルエンザ等の発生の監視	⑲有事の感染症サーベイランスの開始(患者発生サーベイランス、入院サーベイランス、病原体ゲノムサーベイランス等)	⑳国の方針(全数把握の必要性の再評価等)を踏まえ、地域の実情に応じた感染症サーベイランスを実施
4)情報提供・共有、リスクコミュニケーション	㉑感染症に関する情報(感染対策、発生状況等)の提供・共有 ㉒リスクコミュニケーションの体制整備	㉓感染症の特性、国内外の発生状況、有効な感染対策等の情報の提供 ㉔対策ウェブサイト・コールセンターの立ち上げ、運営 ㉕偏見・差別等への対応	

4 その他報告事項

	準備期 (予防や準備等事前準備の期間)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)	対応期 (基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまでの期間)
5)水際対策(病原体の国内侵入への対策)	②⑥検疫所及び医療機関等と連携した合同訓練の実施	②⑦国と連携し、居宅等待機者等に対する健康監視の実施	→
6)まん延防止	②⑧換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の周知	②⑨県内でのまん延防止対策の準備(患者・濃厚接触者への対応の確認)	③⑩感染症の特徴や感染状況等に応じた適切なまん延防止対策の実施(必要に応じ、まん延防止等重点措置等の迅速な実施を国に要請) ③⑪患者・濃厚接触者への対応(入院勧告・措置、外出自粛要請等) ③⑫住民への対応(外出等に係る要請等)
7)ワクチン	③③接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所・時期の周知・予約等の具体的な実施方法の準備	→	③④ワクチン接種の実施 ③⑤必要に応じ接種体制の拡充
8)医療	③⑥医療機関等との医療措置協定の締結(病床確保、発熱外来等) ③⑦医療機関の設備整備促進 ③⑧新興感染症医療コーディネーターの確保、平時からの関係構築	③⑨医療機関に対する医療機関等情報支援システムへの確実な入力への要請 ④⑩相談センターの整備	④①医療機関の不安軽減等を図るため、国等から共有された最新の知見・情報の提供等を行うための協議の場の設置 ④②新興感染症医療コーディネーター等と連携し、円滑な入院調整体制の構築 ④③協定に基づく医療提供体制の確保 ④④必要に応じ、臨時の医療施設の設置

4 その他報告事項

	準備期 (予防や準備等事前準備の期間)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)	対応期 (基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまでの期間)
9)治療薬・治療法	④⑤抗インフルエンザウイルス薬の安定的な備蓄	④⑥国による医療機関等への円滑な流通体制を活用し、必要な配分の実施	→
10)検査	④⑦民間検査機関、医療機関との検査等措置協定の締結 ④⑧検査体制の整備（検査機器の維持及び検査物資の確保等）	④⑨検査の実施 →	
11)保健（保健所機能の維持等）	⑤⑩有事の際に優先的に取り組むべき業務の整理 ⑤⑪IHEAT要員の確保 ⑤⑫研修・訓練等の実施	⑤⑬感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備 ⑤⑭必要な物資・資機材の調達準備	⑤⑮本庁や地方連絡協議会からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等の実施 ⑤⑯ICTツールの活用や業務の一元化・外部委託等による保健所等業務の効率化の推進
12)物資	⑤⑰感染症対策物資等の備蓄、関係機関への同物資等の備蓄・配置の要請	⑤⑱国・事業者と連携し、必要量の確保促進（感染症対策物資等の不足が見込まれる場合）	⑤⑲緊急物資の運送、特定物資の売渡し等の要請（緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合）
13)県民生活及び県民経済の安定の確保	⑥⑰事業者や県民に対するマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄勧奨	→	⑥⑰県民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援の実施 ⑥⑱必要に応じ、生活関連物資等の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請

4 その他報告事項

(3) 宮崎県こども計画（仮称）の素案

こども政策課

1 計画策定に係るこれまでの対応と今後のスケジュール

- 6月 常任委員会報告（策定概要）
- 7月 子育て応援本部会議（骨子案）
- 8月 宮崎県子ども・子育て支援会議（骨子案）
- 9月 常任委員会報告（骨子案）
- 11月 宮崎県子ども・子育て支援会議（計画素案の意見聴取）
- 12月 常任委員会報告（素案）
パブリックコメント及びこども等への意見聴取の実施
- 1月 常任委員会報告（最終案）
宮崎県子ども・子育て支援会議（最終案）
- 2月 子育て応援本部会議（最終案）
議案提出

2 計画の特徴

- ・ こども基本法の制定など、こども・子育てに関する制度の見直しや、少子化に歯止めがかからない現状等を踏まえ、新たな行動計画として策定。
- ・ こどもの貧困対策に関する計画を新たに加えるなど、7つの関連計画を一体的に策定。
- ・ 具体的な施策の推進にあたっては、国のこども大綱を勘案し、「ライフステージを通した施策」、「ライフステージ別の施策」、「子育て当事者等への施策」の3つに分け、9つの施策の柱を設定。

4 その他報告事項

3 計画の主な内容

はじめに

第1章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

少子化の現状、子育ての現状、こども・若者の現状について、結婚・子育て意識調査や統計資料を基に記載

第2章 「子ども・若者プロジェクト」の推進

第3章 計画の基本的考え方

基本理念、5つの基本的視点について記載

第4章 各種施策の推進

今後5年間に取り組むべき施策について、9つの施策の柱を設定

(ライフステージを通した施策) 1 こども達の権利擁護・意見の反映 2 未来を切り拓くこども達への支援 3 困難な環境にあるこども達への支援	(ライフステージ別の施策) 4 安心してこどもを生み育てることができる環境づくり 5 宮崎の未来を担うこども達の育成 6 若者の希望を叶える宮崎づくり	(子育て当事者等への施策) 7 子育て支援の充実 8 共働き・共育ての支援 9 こどもと子育てにやさしい社会づくり
--	---	---

第5章 幼児教育・保育等の提供体制

第6章 計画の推進方針

計画の推進体制、進捗管理について記載

4 主な成果目標

項 目	現 状		目 標	
	対象年	現況値	対象年	目標値
将来の夢や目標に向かって頑張っていると思うこどもの割合	令和6年度	調査中	令和11年度	—
安心してこどもを生むことができ、子育てを楽しいと感じられる県だと思ふ人の割合	令和5年度	73.9%	令和11年度	80.0%
合計特殊出生率	令和5年	1.49	令和11年	1.8台

4 その他報告事項

(4) 宮崎県社会的養育推進計画の素案

こども家庭課

1 計画改定に係るこれまでの対応

6月	常任委員会報告（改定概要）
7月～8月	当事者であるこどもや施設等からの意見聴取
9月	常任委員会報告（骨子案）
10月	社会福祉審議会児童福祉専門分科会（骨子案）
11月	社会福祉審議会児童福祉専門分科会（計画素案の意見聴取）
12月	常任委員会報告（素案）
	パブリックコメントの実施
2月	常任委員会報告（計画案）

2 計画の概要

(1) 本県の現状

児童相談所の児童虐待相談対応件数は、令和4年度に過去最多を記録し、高止まりの状況。

公的責任において社会的な養育が必要なこどもが約420人おり、里親やファミリーホーム、児童養護施設等で生活。

4 その他報告事項

(2) 計画改定に至った経緯

- ・ 社会的養育推進計画（計画期間：令和2～11年度の10年間）を令和2年3月に策定。
- ・ 令和4年に児童福祉法の改正。
- ・ 令和6年3月に、国が「次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を提示。
- ・ 今年度で前期（令和2～6年度）が満了することや、児童福祉法改正、国の新たな策定要領の提示を受け、現計画を見直し、所要の改定を行う。

3 基本理念

養育において保護や支援を必要とするこどもの最善の利益の実現

4 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

4 その他報告事項

5 計画の主な内容

本計画は、国の策定要領に基づき全12章から構成しており、章ごとに現状・課題、具体的取組、評価指標等を記載。

第1章	本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	・「家庭養育優先の原則」と「パーマネンシー保障（永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障）の理念」に基づくケースマネジメントの徹底。 ・関係機関と連携した県民に対する里親制度の普及・啓発、里親登録、里親委託後の子育て支援の実施。 ・計画の進捗は、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価し、明らかになった課題等について、適宜取組の見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用。 ・本計画の改定にあたり、当事者であるこどもの意見を反映。	
第2章	当事者であるこどもの権利擁護の取組	現状・課題	こどもの意見聴取の取組として、児童相談所や施設は、面談等でこどもから意見を聞く機会を設けているが、こどもへのアンケートの結果、「自分の意見を伝える機会がない」との回答もあったため、こどもの権利擁護について理解を浸透させる必要がある。
		具体的取組	意見表明等支援事業（児童相談所等から独立した立場の者がこどもの意見を聞く事業）の導入検討。
		評価指標	意見表明等支援事業の実施（利用可能なこどもの割合） [R5：未実施 → R11：100%]

4 その他報告事項

第 3 章	市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組	現状・課題	子育て短期支援事業(ショートステイ等)において、受入可能な里親や施設などの社会資源が近傍にないという理由により、県全体として市町村の実施にばらつきがある。																																		
		具体的取組	委託先となり得る里親、ファミリーホームの開拓。																																		
		評価指標	子育て短期支援事業を委託している里親等 [R5：14箇所 → R11：58箇所]																																		
第 4 章	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	現状・課題	特定妊婦数は、令和 2 年 4 月現在で全国で8,327人。本県は令和 5 年 3 月現在で122人。																																		
		具体的取組	妊産婦等生活援助事業実施のため、母子生活支援施設等の活用を検討。																																		
		評価指標	妊産婦等生活援助事業の実施事業者 [R5：0箇所 → R11：1箇所]																																		
第 5 章	各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	・国の策定要領に基づき算出。 ・人口減に伴い代替養育を必要とするこども数は減少傾向。																																			
		<table><tr><td></td><td>R7年度</td><td>R 8年度</td><td>R9年度</td><td>R10年度</td><td>R11年度</td></tr><tr><td>代替養育を必要とするこども数</td><td>386</td><td>378</td><td>370</td><td>361</td><td>353</td></tr><tr><td>3歳未満</td><td>25</td><td>24</td><td>24</td><td>22</td><td>22</td></tr><tr><td>3歳以上の就学前</td><td>71</td><td>69</td><td>68</td><td>67</td><td>65</td></tr><tr><td>学童期以降</td><td>290</td><td>285</td><td>278</td><td>272</td><td>266</td></tr></table>							R7年度	R 8年度	R9年度	R10年度	R11年度	代替養育を必要とするこども数	386	378	370	361	353	3歳未満	25	24	24	22	22	3歳以上の就学前	71	69	68	67	65	学童期以降	290	285	278	272	266
			R7年度	R 8年度	R9年度	R10年度	R11年度																														
代替養育を必要とするこども数	386	378	370	361	353																																
3歳未満	25	24	24	22	22																																
3歳以上の就学前	71	69	68	67	65																																
学童期以降	290	285	278	272	266																																
第 6 章	一時保護改革に向けた取組	現状・課題	一時保護したこどもについては、通学が困難。																																		
		具体的取組	原籍校に通学できるよう県内全域に里親やファミリーホームを確保。																																		
		評価指標	委託一時保護が可能な里親等 [R5：29箇所 → R11：39箇所]																																		
第 7 章	代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	現状・課題	家庭復帰等に向けた親子関係再構築を行う体制が未整備。																																		
		具体的取組	各児童相談所に親子関係再構築支援員の配置を検討。																																		
		評価指標	親子関係再構築支援員の配置 [R5：0箇所→ R11：全児相配置]																																		

4 その他報告事項

第8章	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	現状・課題	里親等委託率が低迷しており、受け皿となる里親を増やすことが必要。
		具体的取組	里親制度の普及啓発及びファミリーホーム設置の推進。
		評価指標	里親等委託率 [R5：11.5% → R11：38%] 養育里親登録数 [R5：147世帯 → R11：333世帯] 委託こども数 [R5：48人 → R11：135人]
第9章	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	現状・課題	地域のニーズを的確に捉えた上で、施設の高機能化等に向けた取組を進めることが必要。
		具体的取組	一時保護専用施設、児童家庭支援センター等の機能付加について、施設等と連携して取り組む。
		評価指標	一時保護専用施設 [R5：0箇所 → R11：3箇所]
第10章	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	現状・課題	県内社会的養護経験者等に対する自立支援ニーズについては増加傾向。
		具体的取組	児童自立生活援助事業所を広域に設置し、安定的な生活の中長期的に確保した上で、安定した地域生活に移行できるよう支援する。
		評価指標	児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム） [R5：3箇所 → R11：7箇所]
第11章	児童相談所の強化等に向けた取組	現状・課題	児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和5年度1,791件と前年度より減少したものの高止まりの傾向。
		具体的取組	国の新プランに基づき、スーパーバイザーを含む児童福祉司、児童心理司等を計画的に配置し、体制強化及び専門性の強化を図る。
		評価指標	第三者評価実施児童相談所 [R5：未実施 → R11：全児相実施]
第12章	障害児入所施設における支援	現状・課題	障害児入所施設において、できる限り良好な家庭的環境の下で養育されるよう、ユニット化等によるケア単位の小規模化が課題。
		具体的取組	施設や地域の実情を踏まえた上で、「良好な家庭的環境」において養育されるよう、ユニット化等の整備に向けた検討を行う。

4 その他報告事項

(5) 宮崎県障がい者工賃向上計画（令和6～8年度）の概要

障がい福祉課

1 計画の趣旨等

(1) 趣旨

県では、就労継続支援B型事業所を利用する障がい者の工賃の向上を図るため、工賃向上計画を、平成19年度以降おおむね3年ごとに作成してきたところ。

工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取組が重要であることから、国の新たな基本指針（令和6年3月29日付け）に基づき、令和6年度からの新たな「工賃向上計画」を策定したものの。

(2) 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

2 現状と課題

(1) 本県と全国の平均工賃月額推移

	H18年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
宮崎県 (前年度比) 目標工賃月額	11,018円	➡	19,489円 (+1.4%) 21,500円	19,631円 (+0.7%) 22,600円	20,225円 (+3.0%) 20,300円	20,459円 (+1.2%) 21,000円	27,064円※ (+32.3%) 21,800円
全 国 (前年度比)	12,222円		16,369円 (+1.6%)	15,776円 (-3.6%)	16,507円 (+4.6%)	17,031円 (+3.2%)	—

- ・ 令和5年度の本県の平均工賃額は27,064円となり、平成20年度以降16年連続で増加
 - ・ 全国平均と比較すると、平成23年度以降は毎年度、全国平均を上回る状況
- なお、令和5年度実績分より、平均工賃月額の算定方法が変更されたことにより、令和4年度以前に比べ、令和5年度の平均工賃額が大きく上昇する事業所が多い
- ※旧算定方法で推計した場合の令和5年度の平均工賃額（月額）は21,630円で令和4年度比5.7%増

4 その他報告事項

<参考> 平均工賃月額算定方法の変更について

これまでの平均工賃月額の算定方法では、障がい特性等により利用日数や作業時間が少なくなってしまう利用者を多く受け入れている事業所の平均工賃月額が低く算定されてしまい、事業所がサービス提供の対価として受け取る報酬が不利になっていたことから、令和6年度（令和5年度実績分）より、平均工賃月額の算定方法が変更になった。

旧算定方法では各月の工賃支払対象者数の総数から平均工賃を算出するため、1月に1日の利用であっても1カウントとなり、同じ1カウントでも工賃支給額に大きな差額が生じるケースが散見され、少ない日数の利用者がいる事業所の工賃が低くなる傾向にあった。

新算定方法では、**1人／1日で1カウントされる仕組み**になったことから、1カウント間での工賃差額が解消し、より実際の利用状況に近い平均工賃月額が算出されることとなった。

【旧算定方法】

①年間工賃支給総額 ÷ ②年間工賃支給対象者数 = 平均工賃月額

ex) ①2,500,000円 ÷ ②120人 = 20,833円

利用者	月利用 日数	利用月数												②年間 工賃支給 対象者数
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A	毎日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
B	毎日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
C	毎日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
D	毎日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
E	毎日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
F	毎日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
G	20程度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
H	15日程度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
I	15日程度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
J	5日程度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
計10名		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120



【新算定方法】

①年間工賃支給総額 ÷ ②1日あたり平均利用者数※ ÷ 12月 = 平均工賃月額

※ ②1日あたり平均利用者数 = 年間利用者延べ人数 ÷ 事業所の年間開所日数

ex) ①2,500,000円 ÷ ② (2,256人 ÷ 266日) ÷ 12月 = ③24,564円

利用者	月利用 日数	利用日数												年間利用 者延人数
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A	毎日	23	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	266
B	毎日	23	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	266
C	毎日	23	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	266
D	毎日	23	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	266
E	毎日	23	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	266
F	毎日	23	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	266
G	20程度	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240
H	15日程度	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	180
I	15日程度	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	180
J	5日程度	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
計10名		193	193	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	2,256

(2) 工賃向上に当たっての課題

- ①生産活動の確保、②商品開発及び販路の拡大、③従業員の意識向上や人材育成
- ④経営ノウハウの習得

4 その他報告事項

3 目標工賃

(1) 目標工賃月額

項 目	実績	目標		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
工賃月額	27,064円	27,800円	28,600円	29,400円
伸び率	—	+2.72%	+2.88%	+2.80%

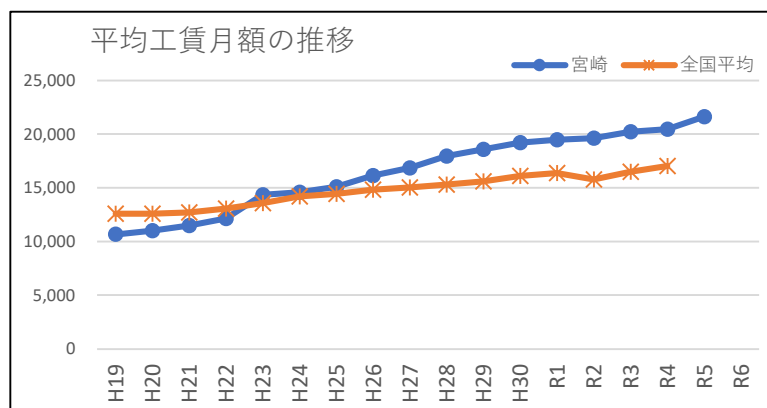
(2) 目標工賃月額の設定方法について

令和 6～8 年度における工賃向上計画の目標工賃月額は、各事業所が設定した工賃支払総額をベースに、第 7 期宮崎県障がい福祉計画に定める利用者見込み数や、過去の工賃実績や最低賃金の推移、障害基礎年金額等も加味した上で設定

<参考> 最低賃金引上げ等の推移

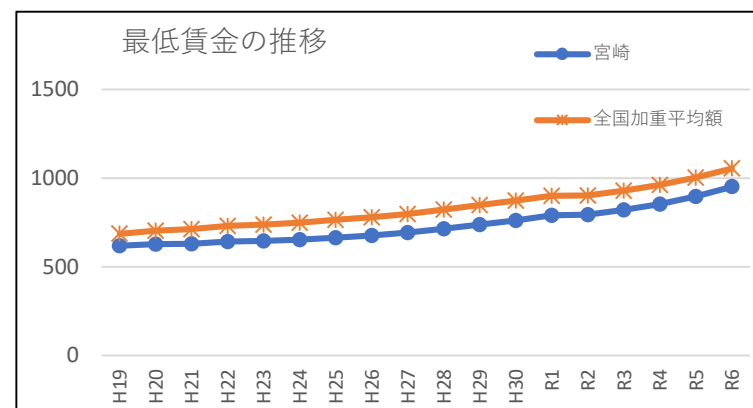
①宮崎県平均工賃月額推移

- ・ H19年～R5における県平均工賃月額増額率の平均は4.0%
- ・ 県最低賃金の急激な引上げは近年のみであることに対し、平均工賃は以前より高い水準で推移
- ・ 本県の平均工賃額は、全国と比較しても高い水準を維持



②宮崎県最低賃金推移

- ・ H19～R6における県最低賃金増加率の平均は2.6%
- ・ R5以降の最低賃金の急激な引上げは、急激な円安による物価高騰や人手不足が背景



4 その他報告事項

③障害基礎年金（2級月額）

・障害基礎年金の額は、賃金変動率や物価変動率などに応じて毎年見直しが行われており、R6年度は対前年度比2.6%増加

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
支給額	65,008円	65,141円	65,075円	64,816円	66,250円	68,000円
対前年 増減率	+0.1%	+0.2%	+0.1%	+0.3%	+2.2%	+2.6%

4 目標達成のための具体的な取組

- (1) 「工賃向上等支援チーム」による支援
 - ・ 中小企業診断士等の専門家による新商品開発やコスト削減等の個別指導
- (2) 農福連携の推進
 - ・ 農業の専門家の派遣
 - ・ 「宮崎県農福連携推進センター」を通じた請負作業のマッチング支援
- (3) 工賃向上のための研修会の実施
 - ・ 事業所の中核的な職員を対象としたマネジメント等に関する研修会
- (4) 事業所の共同・連携による取組 ～「歩一歩の店」～
 - ・ イベント等での共同販売や受託事業の受注拡大
 - ・ インターネット等を活用した情報発信
- (5) 官公需の発注拡大
- (6) 市町村との連携による支援の充実